平成２９年（フ）第３３４号
千葉市若葉区みつわ台１丁目21番４号　サンヴィレッジみつわ台Ｃ101号
債務者　前田沙央理
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３４１号
千葉市中央区星久喜町772番地５
債務者　石井　雅子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５号
兵庫県姫路市城見台１丁目1111番地99
債務者　松尾　幸栄
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８３号
兵庫県姫路市保城344番地　スターライト保城203号室、従前の住所兵庫県姫路市田寺８丁目１番17号
債務者　木村　　純
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８７号
兵庫県姫路市広畑区才902番地２　アーバニティ家中103
債務者　宮里　　進
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４１号
北海道小樽市花園２丁目11番21号、前住所北海道小樽市花園２丁目11番24号
債務者　林　　義雄
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１３０号
宮城県多賀城市東田中２丁目21番５号　アーカイズブルク202
債務者　遠藤　明美
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２６４号
仙台市若林区清水小路５番地の６　エステート五橋605
債務者　菊地　裕子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
仙台市青葉区台原３丁目29番16号　リーベンス台原201、従前の住所宮城県大崎市田尻北小牛田字川名押堀11番地
債務者　木幡　利恵
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
宮城県多賀城市鶴ケ谷２丁目19番５－302号
債務者　佐野とき子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７９号
秋田市飯島美砂町５番３号
債務者　野呂　孝信
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８号
秋田県由利本荘市東梵天196番地２　市営住宅梵天団地５棟201号
債務者　三浦　泰子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第３９号
福島市早稲町４番16号　ラヴィバレー一番丁901号
債務者　千葉すみ子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第９６号
茨城県古河市東４丁目７番４号
債務者　神房明日香
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３０１号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地６　グリーンプラザ幕張３棟710号
債務者　金子　勝行
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３１０号
千葉県市原市白金町５丁目17番地12
債務者　マフラ　クラトミ　ジェファーソン　アレサンデレ
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係